○財務省令第三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び国税庁の定員） **第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び国税庁の定員） **第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 一六、八九四人 国税庁 / 五五、九八五人 合計 / 七二、八七九人	区分 / 定員 / 備考 本省 / 一六、七五七人 国税庁 / 五五、九六九人 合計 / 七二、七二六人

附　則

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和五年九月三十日までの間	一六、九二二人
国税庁	令和五年九月三十日までの間	五六、九〇五人

○財務省令第四号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条及び国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第二条第二項第三号の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（令第二条第二項第三号の財務省令で定める規定） **第二条の四**　［略］ 一　［略］ ［号を削る。］ 二　［略］ 三　［略］	（令第二条第二項第三号の財務省令で定める規定） **第二条の四**　［同上］ 一　［同上］ 二　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第七条第一項第一号 三　［同上］ 四　［同上］